平成二十一年法律第二十四号 る法律 外国等に対する我が国の民事裁判権に関す

目 第 次 章 総則(第一条—第三条)

第 節 章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲 免除の原則 (第四条)

第二節 裁判手続について免除されない場合 (第五条-第十六条)

第三 節外国等の有する財産に対する保全処 されない場合 (第十七条―第十九 分及び民事執行の手続について免除

民事の裁判手続についての 十条—第二十二条) 特例

附則

章 総則

囲及び外国等に係る民事の裁判手続についてのものをいう。第四条において同じ。)が及ぶ範事裁判権(裁判権のうち刑事に係るもの以外の事裁判権(裁判権のうち刑事に係るもの以外の財験)が表して表が国の民 特例を定めるものとする。

掲げるもの(以下「国等」という。)のうち、第二条 この法律において「外国等」とは、次に 日本国及び日本国に係るものを除くものをい 2

を有するもの 区画であって、 4画であって、主権的な権能を行使する権限連邦国家の州その他これに準ずる国の行政国及びその政府の機関 3

を行使する権限を付与された団体(当該権能一 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能 の行使としての行為をする場合に限る。) の資格に基づき行動するもの 前三号に掲げるものの代表者であって、 そ

除に影響を及ぼすものではない。 国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免 第三条 この法律の規定は、条約又は確立された (条約等に基づく特権又は免除との関係)

場合を除き、裁判権(我が国の民事裁判権をいるの条四条 外国等は、この法律に別段の定めがある第一節 免除の原則 第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第五条 (外国等の同意) 以下同じ。)から免除されるものとする。 特定の事項又は事件に関して裁判権に服外国等は、次に掲げるいずれかの方法に 場合 裁判手続について免除されない

> 件に関するものについて、裁判権から免除され 続」という。) のうち、当該特定の事項又は事 行の手続を除く。以下この節において「裁判手 国等の有する財産に対する保全処分及び民事執 は、訴訟手続その他の裁判所における手続(外 することについての同意を明示的にした場合に

条約その他の国際約束

書面による契約

くは相手方に対する書面による通知 当該裁判手続における陳述又は裁判所若し

は、前項の同意と解してはならない。 の法令を適用することについて同意したこと 外国等が特定の事項又は事件に関して日本国

2

(同意の擬制)

第六条 立て 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申 前条第一項の同意があったものとみなす。 外国等が次に掲げる行為をした場合に

三 裁判手続において異議を述べないで本案に 張することを目的とするものを除く。) ついてした弁論又は申述 裁判手続への参加(裁判権からの免除を主

明したときには、適用しない。 る根拠となる事実があることを知ることができ がこれらの行為をする前に裁判権から免除され なかったやむを得ない事情がある場合であっ て、当該事実を知った後当該事情を速やかに証 前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等

が証人として出頭したことは、前条第一項の同 意と解してはならない。 て外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日におい

第七条 外国等が訴えを提起した場合又は当事者 として訴訟に参加した場合において、 起されたときは、当該反訴について、第五条第 一項の同意があったものとみなす。 外国等が当該外国等を被告とする訴訟におい 反訴が提

2 条第一項の同意があったものとみなす。 て反訴を提起したときは、本訴について、第五 (商業的取引)

第八条 外国等は、商業的取引 (民事又は商事に 他の事項についての契約又は取引(労働契約を 係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その 外のものにあっては、 じ。)のうち、当該外国等と当該外国等(国以 除く。)をいう。次項及び第十六条において同 それらが所属する国。 以

体との間のものに関する裁判手続について、 体との間のものに関する裁判手続について、裁等の法令に基づいて設立された法人その他の団 当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国 判権から免除されない。 下この項において同じ。)以外の国の国民又は

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、 適用

の商業的取引である場合 当該外国等と当該外国等以外の国等との間

合意をした場合 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の

(労働契約)

2 第九条 外国等は、当該外国等と個人との間の労 に関する裁判手続について、裁判権から免除さ又は一部が提供され、又は提供されるべきもの 働契約であって、日本国内において労務の全部 前項の規定は、次に掲げる場合には、 適用

当該個人が次に掲げる者である場合

(e) に規定する外交官 外交関係に関するウィーン条約第一条 領事関係に関するウィー ン条約第一条

っては、それらが所属する国。以下この項議において当該外国等(国以外のものにあ れている者 において同じ。)を代表するために雇用さ 若しくは特別使節団の外交職員又は国際会 (d) に規定する領事官 国際機関に派遣されている常駐の使節団

ニーイからハまでに掲げる者のほか、 の免除を享有する者 外交上

を遂行するために雇用されている場合 外国等の重大な利益に関する事項に係る任務 関する訴え又は申立て(いずれも損害の賠償 該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該 当該個人の採用又は再雇用の契約の成否に 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当

る権利利益)

兀 を求めるものを除く。)である場合 安全保障上の利益を害するおそれがあるとさ え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の 元首、政府の長又は外務大臣によって当該訴 めるものを除く。)であって、当該外国等の る訴え又は申立て(いずれも損害の賠償を求 解雇その他の労働契約の終了の効力に関す

Ŧ. てがあった時において、 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立 当該個人が当該外国

> 本国に通常居住するときは、 等の国民である場合。ただし、 この限りでな 当該個人が日

六 当該労働契約の当事者間に書面による別段 ないとするならば、公の秩序に反することと 立てについて日本国の裁判所が管轄権を有し 見地から、当該労働契約に関する訴え又は申 の合意がある場合。ただし、労働者の保 なるときは、この限りでない。

(人の死傷又は有体物の滅失等)

体物の滅失若しくは毀損が、当該外国等が責任第十条 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有 これによって生じた損害又は損失の金銭による 本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当 た場合において、当該行為の全部又は一部が日 を負うべきものと主張される行為によって生じ 免除されない。 てん補に関する裁判手続について、裁判権から 該行為の時に日本国内に所在していたときは、

(不動産に係る権利利益等)

第十一条 外国等は、日本国内にある不動産に係 裁判権から免除されない。 る次に掲げる事項に関する裁判手続について、

国等による占有若しくは使用 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外

一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外 外国等の義務 国等による占有若しくは使用から生ずる当該

他の一般承継、贈与又は無主物の取得によって 手続について、裁判権から免除されない。 生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判 (裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係 外国等は、動産又は不動産について相続その

第十二条 る裁判手続について、 裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理又 る財産、清算中の会社の財産その他の日本国 は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関す 外国等は、信託財産、破産財団に属す 裁判権から免除され

(知的財産権)

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁 判手続について、裁判権から免除されない。 二十二号)第二条第一項に規定する知的財 産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百 当該外国等が有すると主張している知的財 .関して日本国の法令により定められた権利

力、帰属又は内容 又は日本国の法律上保護される利益に係る権 ·をいう。次号において同じ。)の存否、効

主張される知的財産権の侵害 当該外国等が日本国内においてしたものと

(団体の構成員としての資格等)

第十四条 外国等は、法人その他の団体であって 続について、裁判権から免除されない。 資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手 他の構成員である場合には、その資格又はその 次の各号のいずれにも該当するものの社員その 国等及び国際機関以外の者をその社員その

一 日本国の法令に基づいて設立されたもので あること、又は日本国内に主たる営業所若し の構成員とするものであること。

場合には、適用しない。 の他これらに類する規則にその旨の定めがある る合意がある場合又は当該団体の定款、規約そ 該外国等が裁判権から免除される旨の書面によ 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当 くは事務所を有するものであること。

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は 目的以外に使用されていた場合には、当該紛争が生じた時において当該船舶が政府の非商業的 に関する裁判手続について、裁判権から免除さ 当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実 2

船である場合には、適用しない。 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援

紛争に関する裁判手続について、裁判権から免 業的目的以外に使用されていた場合には、当該 事実が生じた時において当該船舶が政府の非商 舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船 3

定されているものである場合には、適用しな のみに使用され、若しくは使用されることが予 又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的 の支援船により運送されていたものである場合 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍 2

(仲裁合意)

にあっては、それらが所属する国。以下この条第十六条 外国等は、当該外国等(国以外のもの において同じ。)以外の国の国民又は当該外国 等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令

> 仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続に 事者間に書面による別段の合意がある場合は、 の商業的取引に係る書面による仲裁合意に関 に基づいて設立された法人その他の団体との間 この限りでない。 し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該 いて、裁判権から免除されない。ただし、当

されない場合 全処分及び民事執行の手続について免除 第三節 外国等の有する財産に対する保 3

(外国等の同意等)

第十七条 民事執行をすることについての同意を明示的に 続について、裁判権から免除されない した場合には、当該保全処分又は民事執行の手 により、その有する財産に対して保全処分又は十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法

条約その他の国際約束 仲裁に関する合意

書面による契約

れる原因となった権利関係に係る紛争が生じは、当該保全処分又は民事執行が申し立てら た後に発出されたものに限る。) による通知(相手方に対する通知にあって 陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面 当該保全処分又は民事執行の手続における

提供した特定の財産がある場合には、当該財産 することができるように指定し又は担保として いて、裁判権から免除されない。 に対する当該保全処分又は民事執行の手続につ 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達

てはならない。 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非 産に対する民事執行の手続について、裁判権かることが予定されている当該外国等の有する財 ら免除されない。 商業的目的以外にのみ使用され、又は使用され

産に含まれないものとする。 次に掲げる外国等の有する財産は、 前項の財

内部機関若しくは国際会議に派遣されている機関に派遣されている使節団又は国際機関の は使用されることが予定されている財産 代表団の任務の遂行に当たって使用され、又 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際 3

二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任 務の遂行に当たって使用され、若しくは使用 されることが予定されている財産

いもの ず、かつ、販売されることが予定されていな 次に掲げる財産であって、販売されておら

当該外国等に係る文化遺産

記録 当該外国等が管理する公文書その他の

展示物 科学的、 文化的又は歴史的意義を有する

の適用を妨げない。 前項の規定は、 前条第一項及び第二項の規定

(外国中央銀行等の取扱い)

第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに 第一号から第三号までに該当しない場合におい 全処分及び民事執行の手続については、第二条 等」という。) は、その有する財産に対する保 準ずる金融当局(次項において「外国中央銀行 十七条第一項及び第二項の規定を適用する。 ても、これを外国等とみなし、第四条並びに第

2 定は適用しない。 外国中央銀行等については、前条第一項の規

(訴状等の送達) 第三章 民事の裁判手続についての特例

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類す る書類及び訴訟手続その他の裁判所における手 第一項において「訴状等」という。)の送達は、 続の最初の期日の呼出状(以下この条及び次条 次に掲げる方法によりするものとする。

又は口に掲げる方法 前号に掲げる方法がない場合には、 条約その他の国際約束で定める方法 次のイ

外交上の経路を通じてする方法

口 律第百九号) に規定する方法であるものに るその他の方法(民事訴訟法(平成八年法 当該外国等が送達の方法として受け入れ

2 ったものとみなす。国)の機関が訴状等を受領した時に、送達があ 場合においては、外務省に相当する当該外国等が前項第二号イに掲げる方法により送達をした (国以外のものにあっては、それらが所属する

について異議を述べる権利を失う。 論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法 外国等は、異議を述べないで本案について弁

は、最高裁判所規則で定める。 国等に対する訴状等の送達に関し必要な事項4 第一項及び第二項に規定するもののほか、外

第二十一条 (外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等) 答弁書その他の準備書面を提出しない場合 外国等が口頭弁論の期日に出 頭せ

> できない。 される日から四月を経過しなければすることが 条第二項の規定により送達があったものとみな 決の言渡しは、訴状等の送達があった日又は前 における当該外国等に対する請求を認容する判

百五十四条第二項の調書(次項及び第四項にお する判決についての判決書又は民事訴訟法第二 する送達について準用する。 いて「判決書等」という。)の当該外国等に 前条第一項及び第二項の規定は、 前項に規定

3 に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定 前項に規定するもののほか、判決書等の送達

ばならない。 される日から四月の不変期間内に提起しなけ 条第二項の規定により送達があったものとみな 送達があった日又は第二項において準用する前 条第一項本文の規定にかかわらず、判決書等 準用する場合を含む。)若しくは第三百七十八 おいて準用する場合を含む。)又は第三百五十八条第五項において準用する場合を含む。)に 上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八 七条本文(同法第三百六十七条第二項において 十五条本文(同法第三百十三条(同法第三百十 第一項に規定する判決に対して外国等がする

(勾引及び過料に関する規定の適用除外)

第二十二条 外国等については、民事の裁判手続 る民事訴訟法その他の法令の規定は、適用しな 従わないことを理由とする勾引及び過料に関す においてされた文書その他の物件の提出命令、 証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に

附

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超 えない範囲内において政令で定める日から施行 する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、次に掲げる事件について 適用しない。

る裁判手続に係る事件 判所が職権で開始した第五条第一項に規定す この法律の施行前に申立てがあり、又は裁

二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁 判所が職権で開始した外国等の有する財産に 対する保全処分及び民事執行に係る事件

3 当該各号に定める日から施行する。を超えない範囲内において政令で定める日からを超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して四年 (政令への委任) 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登 条の規定 公布の日 条の規定 公布の日 (施行期日) 号 附 抄 ^則 (令和四年五月二五日法律第四八